

第 10 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第10回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 熊谷 玲子
会議日時 令和6年7月29日 午後2時00分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

日程第1		会期の決定
日程第2		書記及び議事録署名委員の指名
日程第3	報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
日程第4	報告第2号	農地法の適用外であることの証明願について
日程第5	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第7	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第4号	農地法の適用外であることの証明願について
日程第9	議案第5号	買受適格証明願について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長	熊谷 玲子君	1番	佐藤 信 君
2番	菊地 久寿君	3番	金野たか子君
4番	及川 和子君	6番	鈴木 力男君
7番	及川 建則君	8番	近江カズ子君
9番	中村 亨 君		

（農地利用最適化推進委員 8名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	鈴木のり子君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	立根地域	金 典夫君		
[三陸町地区]	綾里地域	根内 孝 君	綾里地域	古内 文人君
	越喜来地域	及川 孝子君		

遅刻者（0名）

欠席者（3名） 5番 細谷 知成君
大船渡地区猪川地域 鈴木 学 君
大船渡地区日頃市地域 中嶋 敬治君

早退者（1名） 大船渡地区立根地域 金 典夫君

事務局出席者

局長 高橋 大介君
係長 志田 和則君

局長補佐 佐々木浩久君

午後2時00分開会

○議長(熊谷玲子君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第10回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る7月12日のブロック研修会に出席された委員の方々、ご苦労さまでした。主催者の方で設定された8テーブルで、グループワークがテーマに沿って話し合いが行われました。とても和やかに進められて良かったと思います。どこの市町村も抱える問題は同じでした。農地を買収して太陽光パネルの設置が増えていること、鳥獣被害、後継者がいない、子供はいるけれども代々やっている農家が少なくなっている、農地条件が悪いなどでした。様々な課題がある中で、地域計画の策定を厳格に進めるようにと農業会議からの指示はありますが、そう簡単なことではないと思いました。

ところで委員の方々にお願ひがあります。今年の産業まつり、農業まつりに農業委員会ブースを設けていただきたく、ただいま勘案中でございます。農地を守ることは私たち委員の務めと思っております。農家さんに耕作意欲をもってもらうためにも、私たち委員の力で農地で作られた米、野菜、花などを売ってあげたいと思います。余った作物でもよろしいですので、声掛けをお願いしたいと思います。農地パトロール期間中でもありますので、ちょうど良い機会かと思ひます。少しでもお金になれば、また来年も作ろうという意欲が出て、遊休農地を防げるのではと思っております。微力ではありますが、農家の力になってあげたいと思ひます。もちろん委員の作物も大歓迎ですので、よろしくお願ひします。農業委員、推進委員の見える化活動にもつながりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。挨拶といたします。

○議長(熊谷玲子君) 本日の出席の農業委員は9名、推進委員は8名であります。欠席の通告があった農業委員は、5番、細谷知成農業委員の1名であります。また、欠席の連絡があった推進委員は、大船渡地区猪川地域、鈴木学推進委員、大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員の2名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、高橋事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(高橋大介君) それでは皆様に配布しております、こちらの行事等経過報告と行事等開催予定の資料に従いまして説明したいと思います。

初めに、先月開催の第9回総会以降の経過報告です。6月28日、令和6年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会は書面議決対応をいたしました。7月3日から4日、陸前高田市で開催しました令和6年度岩手県都市農業委員会会長会総会視察研修及び懇親会に熊谷会長が出席しました。7月7日、赤崎町合足地域で開催しました令和6年度地域農業を考える座談会に地域担当の委員が出席しました。7月12日、釜石市で開催しました令和6年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会に委員12人が出席しました。

7月16日、令和6年度気仙地方水稲病害虫防除協議会通常総会に熊谷会長が出席しました。7月17日、「農地の日」関連事業研修会を開催しまして17人の委員が出席しました。7月23日、三陸町越喜来上甫嶺地域、24日、立根町大畑野地域、25日、三陸町綾里野形及び宮野地域で開催しました令和6年度地域農業を考える座談会に地域担当の委員が出席しました。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。7月31日、末崎地区で令和6年度地域農業を考える座談会を開催し地域担当の委員が出席する予定です。次回の第11回総会は8月28日に開催を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願ひします。私からは以上になります。

○議長(熊谷玲子君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(熊谷玲子君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、1番、佐藤信農業委員、9番、中村亨農業委員を指名します。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は650㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は7月5日となっております。

次に、番号2、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は計477㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は7月8日となっております。

議案書 3 ページにお進み願います。番号 3 ですが、こちら合計で 44 筆の相続になりますので、ページ数は 3 から 6 ページになります。番号 3、登記簿地目は田、畑及び原野、現況地目は田、畑及び雑種地、面積は計 11,222 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は 6 月 12 日となっております。

続いて、議案書 7 ページになります。番号 4、登記簿地目は田及び畑、現況地目は田、畑及び宅地、面積は計 3,104 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は 6 月 27 日となっております。

次に、番号 5、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、面積は 1,149 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は 6 月 18 日となっております。

次に、番号 6、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は 546 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は 6 月 17 日となっております。

番号 7、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は 142 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は 6 月 17 日となっております。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第 1 号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第 4、報告第 2 号、農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書の 8 ページをご覧ください。報告第 2 号、農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会に報告しますということで、通常でありますと、適用外証明願の案件は総会の議案として提出するものでございますが、今回報告に留めたもの、この 1 件に関しましては、昭和 48 年に 5 条申請、転用申請が出て許可をしていた土地になります。その時に地目の変更登記をしていれば、特に問題はなかったはずなのですが、地目の変更登記をせずに、今、地目の変更登記をするにあたり、当時の 5 条許可の指令書を法務局に添付して地目の変更登記をしようとしても、所有者の名前が大きく変更されていて、何回か売買や相続があった関係で名前が変わってしまっていることがあります。先に農地の転用の許可をしている土地について適用外の証明書をお願いしたいという案件でございました。こちらにつきましては、7 月 22 日に地区担当の細谷委員と事務局で合計 3 人で現地を確認してまいりまして、既に宅地となっていることを確認したため証明願を発出いたしまして、皆様には報告という形でお知らせするというものがございます。

番号 1、登記簿地目は畑、現況地目は宅地及び雑種地、面積は計 50 m²。

非農地の事由として、A は平成 4 年当時に隣接する市道の拡張工事の際、擁壁が建設され、以来、法面として利用されている。B は長年雑草が繁茂し、雑種地状態のまま現在に至る。長年、宅地、雑種地として利用されており、登記簿地目も農地でないと認識していたということがございます。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第2号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書9ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、登記簿地目、現況地目いずれも田となっておりますが、休耕田、休耕中の田ということになります。面積は257㎡。権利種別は売買。

理由といたしまして、譲受人が家庭菜園として利用するためとしております。こちらにつきましては、今月の5条申請で同じく譲受人の案件が出てまいりますが、地図1ページ、5条-1、5条-2という土地がございますが、こちらに居宅の建設を予定しており、3条-1、Aとなっている土地、こちらを家庭菜園用の畑として活用したいという申請でございます。

番号2、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は1,210㎡。権利種別は贈与。

こちらは譲渡人の経営規模縮小のため、譲受人の経営規模拡大のためとなっておりますけれども、地図の2ページに枠をとっているところが対象の農地であります。その右隣が譲受人のお宅になります。譲渡人と譲受人はいとこ同士というお話ですが、譲受人が現状のまま果樹園として利用したいというようなお考えでの取得を希望するというところでございます。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について、4番、及川和子農業委員から説明をお願いします。

○4番(及川和子君) 4番の及川です。議案第1号1番について調査報告いたします。

7月24日に現地視察及び譲渡人のご夫婦にお話しを伺いました。譲受人は北側を宅地、南側で農作物を育てる希望であるとのことでした。譲受人ご本人と父親も農作業を行いたいとのことでした。

周辺の状況ですが、隣接地は譲受人の宅地予定地、その他は道路に囲まれた土地となっております。報告は以上です。よろしく願います。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第1号2番について、7番、及川建則農業委員から説明をお願いします。

○7番(及川建則君) 7番、及川です。議案第1号2番について説明いたします。

譲渡人の父親が亡くなり、実家は空き家になり、譲渡人は市外に住み、市内に戻る予定は今のところないため、いとこの譲受人に譲ったとのことでした。譲受人宅は野菜等を道の駅で販売していて、更にこの畑を利用し販売を目指していきたいとのことでした。以上です。よろしくをお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第6、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書10ページになります。議案第2号、農地法第4条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図はあわせて3ページをご覧ください。登記簿地目、現況地目いずれも田となっておりますが、現状は休耕している田となっております。面積は計943㎡。

転用の目的は露天の駐車場ということで、駐車場30台分を確保する予定ということでございます。

転用の理由ですが、近隣の法人などから駐車場として貸してほしい旨の要望があり、貸駐車場として利用したいということでございます。

当該地は第2種農になっておりまして、都市計画区域の用途指定を外れております。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 推進委員の金です。議案第2号1番につきま

して、7月26日午後、現地調査と申請人から聞き取り調査を実施いたしましたので報告をいたします。

地図の3ページをご覧ください。

周囲の状況は、北側は草刈り整備された休耕田、東側は水路、西側、南側は休耕田で、全て申請人の所有地です。登記地目、現況地目ともに田になっております。

申請人からは、近隣の法人等から駐車場として貸してほしい旨の要望があり、耕作してないので貸駐車場として利用することを考えたとのことでした。

周辺農地への影響は全て申請人の所有地ですし、水路も確保されており影響はないと判断をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第7、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書11ページをお開きください。議案第3号、農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1及び番号2は関連がございますので、一括でご説明させていただきます。地図は1ページをご覧ください。A、Bの登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、Aの登記簿地目は田、現況地目も同じく田、面積はBが6.87㎡、Aが面積484㎡。権利種別はいずれも売買。譲渡人は、ご夫婦ということで同居中でございます。

転用の目的は一般個人住宅の建築で、転用理由は、現在貸家住まいにつき当該地を購入して、自宅を新築したいという案件でございます。

こちらにつきましては、第3種農地となっております。

続いて、番号3、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は1,066㎡。権利種別は売買。

転用の目的は墓地それから露天駐車場にするということで、転用理由にもございますが、現在、地域住民が利用している共同墓地は傾斜地で駐車場もなく、長年不便を強いられているため、当該地に墓石を移したいということでございます。

こちらにつきましては、以前、農振農用地に指定されておりましたが、令和6年2月に

本委員会の総会において審議し、令和6年4月24日に農業振興地域から除外された土地になります。

それから議案書12ページにお進みます。地図は5ページをあわせてご覧ください。番号4、登記簿地目は田及び畑、現況地目は畑及び雑種地、面積は計6,051㎡。権利種別は売買。

転用目的は、太陽光パネルを設置して発電所として利用したいという案件でございます。

こちらにつきましても、以前、農振農用地であったところを、令和6年2月の総会において審議し、令和6年4月24日に農振から除外された土地になります。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番及び2番について、4番、及川和子農業委員から説明をお願いします。

○4番(及川和子君) 4番の及川です。議案第3号1番及び2番について調査報告いたします。

7月24日に現地視察及び譲渡人のご夫婦にお話しを伺いました。譲渡人のご夫婦はご高齢で子供たちも県外在住とのことで、草刈り管理や土地の維持管理が大変難しくなっているとのことです。譲受人は家庭菜園ができる土地を探しており、今回の土地の購入に至ったとのことです。近隣に親族もおり、是非こちらに新居を構え、土地の活用も行いたいとのことでした。

現地の周辺は、ほとんど宅地であり特に問題はないと判断されます。以上です。よろしくをお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号1番及び2番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号1番及び2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号1番及び2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号3番について、三陸町地区綾里地域、根内孝推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(根内孝君) 推進委員の根内です。それでは3番の説明をいたします。

この件は、今年の2月に譲渡人より、地区の墓地移転のために農用地区域の除外申請ということで出されておりました、4月に認可されたという案件でございます。それで今回

いよいよ墓地の移転をしたいということで、譲受人が、土地を譲り受けて墓地を早く移したいということで今回申請になったわけですが、譲受人から電話で話を伺いましたが、今のところは前も説明したように、急斜面で草刈りもできないので早く許可が下り次第移転したいということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号3番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号4番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。議案第3号4番についてご説明いたします。

何回も総会で説明した案件ですが、現地は譲渡人の自宅の前の畑です。

区画全部を売却してしまうとのことでした。会社としては発電力が大きくなるので、担当部署を変えて取り組んでおり、許可が下りれば直ちに工事に取り掛かるとのことでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号4番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第8、議案第4号、農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書13ページになります。議案第4号、農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は6ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、

面積は1,267 m²のうち714 m²。

非農地の事由ですが、昭和60年代に複数の近隣住民から、駐車場不足で困っているために貸してほしいとの要望があり、埋立工事をして現在に至るということで現状は砂利敷きになっているところになります。長年、雑種地として利用されており、登記簿地目も農地でないと考えていたということで、今回の適用外証明願になったということでございます。

こちらにつきましては、第一種低層住居専用地域に該当しますので第3種農地となります。

続きまして、番号2、地図は7ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は畑、現況地目は原野、面積は4,445 m²。

非農地の事由は、当該地は傾斜地であり、耕作するには体力的にも厳しく、他にも農地を保有していたため耕作放棄してしまい、登記簿地目に関して変更の手続きが必要なことを熟知していなかったため、今回の申し出になったということでございます。

こちらの農地につきましては、5月の総会で、こちらの土地の右側の土地を含めて、点線になっている部分を含めて太陽光発電のために利用するというので、点線部分については、農地転用の許可をしていたところでございます。今回、残る部分を分筆して、この部分について適用外証明をいただきたいという案件でございます。

続いて、14ページです。番号3、地図は8ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は田、現況地目は宅地、面積は785 m²。

非農地の事由ですけれども、平成2年に、借地人が仮事務所を設置し、平成15年に、簡易倉庫3棟を設置、駐車場としても利用し現在に至り、長年、宅地として利用されており、登記簿地目も農地でないと考えていたということから、今回地目変更の必要があり申請をしたということでございます。

この土地につきましては、都市計画の第二種中高層住居専用地域に該当しますので第3種農地となります。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、当該地の現況について説明をお願いします。議案第4号1番について、大船渡地区大船渡地域、佐藤幾子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員(佐藤幾子君) 推進委員の佐藤です。議案第4号1番について報告をいたします。

7月28日午前10時20分頃に、現地確認と聞き取り調査を行いました。

地図は6ページです。当該地を囲んで住宅が建ち並んでおります。

所有者ですが、自宅は、この地図で見ると、すぐ左側となっているところなのですが、たまたま代理人の息子が市外在住なのですが、この日は自宅におりましたので話を伺いました。それで住宅に囲まれた土地ですが、昔は田にしていたということで、平らな土地なので近隣の方々が田を使わなくなった夫が死亡した後、1人で耕作できないので耕作しな

いで放置しているうちに、周りの人たちから駐車場として貸してほしいという申し入れがありまして、どうせ耕作しないからということで埋立工事をして貸したようです。それ以降、何もしないのですが、40年くらい経っていますので、そしてその息子さんは、これからも耕作するつもりはないし、現状がちょっと畑みたいに残っている部分についても、手続きを進めて一帯に駐車場にしたいという意向でした。今後農地として使うということはないので、よろしく願いいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号1番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第4号2番について、4番、及川和子農業委員から説明をお願いします。

○4番(及川和子君) 4番、及川です。推進委員鈴木さんの調査報告を代読いたします。推進委員の鈴木です。議案第4号2番について調査報告いたします。

5月の総会で一部転用許可となった部分を除く残りの部分となります。

現地は、かなり前に稲作や畑作、柿の栽培が行われていたと思うが、はっきりとした記憶はないとのことでした。

長期間、耕作されておらず現在は山林と化していました。

周辺に農地はなく、特に問題はないものと判断されます。以上です。よろしく願いいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号2番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第4号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第4号3番について、4番、及川和子農業委員から説明を

お願いします。

○4番(及川和子君) 4番、及川です。議案第4号3番について調査報告いたします。

7月25日、現地を確認し、所有者から直接お話しを伺ってきました。相続の法改正を機会に、相続した土地の登記の確認を進めていたところ、家の前の道路向かいにある土地が農地のままであることに司法書士が気づき、適用外の申請を促されたとのこと。父が亡くなる以前から貸していたもので、現在は事務所や資材倉庫などが建っており宅地のようになっています。

周辺は事務所裏が水田になっていますが、特に問題はなく耕作されているようです。以上です。よろしくお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号3番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第4号3番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第9、議案第5号、買受適格証明願についてを議題いたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書15ページになります。議案第5号、農地の買受適格証明願を受理したので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものとなります。

前段といたしまして、買受適格証明願について若干説明させていただきます。この証明願につきましては、一般的には税務署、国税局などで土地を差押えして公売、売却するといった際に公売の希望者に対して入札額に応じて売買先を決定するということになるのですが、農地に関しましては、買受けした者が、その後、優良な農地を宅地にするために買ったということで、転用許可の申請を出されても、農地、例えば第1種農地については、宅地化することはできないということから、買った後にそのような問題が発生しないよう、買受けの段階で農業委員会において、この方については農地として利用する意向がある適格な方ということを確認することにより、国税局の入札の際、高くても宅地にしたいとか、工場を建てたい方ではなくて、農地として利用するという方に確実に引渡すことを目的とした制度になっております。今回、国税局で公売を進めていたところ、購入の希望者があって、この方について適格買受証明願が出てきたということでございます。今回、お二人の方が同じ土地について適格買受証明願を提出してまいりました。この場において、どち

らかが適格若しくはどちらかが有利だということを審査するのではなく、例えば、農地法 3 条の所有権移転を申請した際に、認めることが適当かどうかということをもって審査するという内容になっております。我々のほうでも中々ない作業だったものですから、岩手県などに確認したところ、その農地耕作するという計画に不思議なところはないか、それから特に重大な瑕疵などがなければ、原則としては認めるというような話になるとのお話しでございました。

それでは内容の説明になります。番号 1、登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は計 4,037 m²。

願出の事由は、関東信越国税局において、公売に付されることになった農地を買い受け、自己所有地(農地)として利用するものということで、米の栽培をするということでございます。こちらの方、実際には今も当該地を国税局に差し押さえられる前の所有者から借り受けて、米の栽培を行っていた方であります。こちらの申請の土地を含む農地で耕作をしているという方になります。

続きまして、16 ページをお開きください。番号 2、土地の所在は番号 1 と同じ。

願出の事由も同様で、関東信越国税局において、公売に付されることになった農地を買い受け、自己所有地(農地)として利用するという事で米の栽培を計画しているようでございます。こちらの方、経営農地は面積としては大きいと農地台帳上はなっておりますが、田及び畑を所有しておられて、うち一部のみを親族の兄にお貸しして耕作しているという形になっております。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第 5 号 1 番について、1 番、佐藤信農業委員から説明をお願いします。

○1 番(佐藤信君) 1 番、佐藤です。買受適格証明願について調査結果を報告させていただきます。

圃場の確認は 7 月 25 日に行いましたし、聞き取りについては 7 月 25 日に申請人に圃場で伺いました。この農地については米を栽培する予定となっているということです。農業機械の所有はトラクター、耕起用ロータリー、代かき用ロータリー、田植え機械、乾燥機、草刈り機など、畦畔等を管理する機械を一式所有しているということです。労働力は本人と妻、そして認定農業者となっている長男の 3 名で行うという予定になっているということです。先ほど事務局からの報告がありましたけれども、今回公売にかけられている水田は、土地所有者の家族からお願いされて、7 年前から申請人が作業を行っていて、現在も申請人が作業を行っている状況です。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第 5 号 1 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第5号1番について、本委員会において願いのとおり決定し、買受適格証明書の交付を行い、申請人が落札人となり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がなされた場合、その証明書と同一の内容であると認めた時は、再度総会審議せず、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第5号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第5号2番について、1番、佐藤信農業委員から説明をお願いします。

○1番(佐藤信君) 1番、佐藤です。聞き取りにつきましては、7月27日に申請人の自宅に伺っております。この農地については、米を栽培する予定だということでございます。農業機械につきましてはトラクター、耕起用ロータリー、代かき用ロータリー、田植え機械、草刈り機械を個人所有あるいは町内に住むお兄さんとの共同所有になっております。畦塗り、乾燥調製は外部に委託の予定ということでございます。労働力は申請人本人と町内に住む兄、そして兄のご子息3人ほどいるようですが、手伝ってもらう予定ということでした。米作りの経験は40年以上はあるということでした。現在所有する水田の一部が耕作管理状態となっておりますけれども、この管理につきましては、1筆は水はけが悪いため保全管理をしているということですし、もう1筆につきましては、餅米を栽培する予定ということでもございました。以上でございます。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第5号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第5号2番について、本委員会において願いのとおり決定し、買受適格証明書の交付を行い、申請人が落札人となり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がなされた場合、その証明書と同一の内容であると認めた時は、再度総会審議せず、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手多数であります。よって、議案第5号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これもちまして、第10回総会を閉会いたします。

午後3時02分閉会